

入学検定料の免除について

福島県立浪江高等学校

1 入学検定料の免除対象者

志願者の学費を主として負担している者（保護者）が、次のいずれかに該当する場合に免除の対象となる。

- (1) 申請の1年以内に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の激甚災害の指定を受けた災害（福島県関係では、3月に発生した東日本大震災と、7月に発生した平成23年新潟・福島豪雨が該当）により、所有する家屋や家財に著しい被害を受け、市町村から罹災証明書の交付を受けた者
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所から半径30kmの範囲内の居住者（東京電力福島第一原子力発電所事故のため、一時的に避難している者を含む。）
- (3) 計画的避難区域に指定された地域の居住者（東京電力福島第一原子力発電所事故のため、一時的に避難している者を含む。）
- (4) 緊急時避難準備区域に指定された地域の居住者（東京電力福島第一原子力発電所事故のため、一時的に避難している者を含む。）

2 入学検定料免除の申請手続き

(1) 免除申請

入学検定料の免除を受けようとする場合は、入学願書提出と同時に、入学検定料免除申請書（別紙様式）と罹災証明書の写しを本校校長に提出すること。この場合、入学願書には入学検定料相当分の福島県収入証紙を貼付しないこと。

(2) 罹災証明書

上記1の(2)から(4)に該当する場合は、上記(1)にかかわらず、罹災証明書の写しの提出を不要とする。

罹災証明書の交付手続き中のため、入学検定料免除申請時に罹災証明書の写しを添付できない場合は、在学する中学校長の証明がある災害状況申立書（別紙様式）を提出し、罹災証明書の交付後速やかに罹災証明書の写しを提出すること。

なお、被災証明書（高速道路の無料措置にかかる被災証明書を含む。）では免除要件を満たさず、入学検定料免除にならないので注意すること。

(3) 申請上の注意

入学検定料の免除は申請に基づき本校校長が決定するものであり、免除申請が入学願書提出と同時になされない場合は、所定の入学検定料を納付しなければならない。

また、免除申請は入学願書の提出ごとにその都度行うこと。

例えば、本校Ⅰ期選抜の不合格者がⅡ期選抜等で同じく本校を志願する場合や、志願先を変更して本校を志願する場合も、入学願書の提出ごとに免除申請を提出することとなる。

3 免除決定

入学検定料免除申請には本校で内容を審査し、在学（出身）中学校長を経由（中学校長を通さない申請の場合は申請者本人）して免除の可否を通知する。

免除しない旨の決定があった場合は、本校校長が指定する期日までに福島県収入証紙により入学検定料を納付すること。